



肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国のウイルス性肝炎の持続感染者は、B型・C型をあわせ350万人以上と推定されており、肝炎は国内最大の感染症と言われている。

感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与などの医療行為によるもので、その中には医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。

B型・C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓ガンに移行する危険性の高い深刻な病気である。

また、肝硬変、肝臓ガンに進展した患者は、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

国においては、肝炎総合対策「肝炎治療7カ年計画」を実施しているが、法令によらず、予算措置のみで実施されていることから、実施主体である都道府県によって施策の格差が生じている。

このような状況から、適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る基本法の制定が必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう求めるものである。

1 肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月16日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会

議長 中山民子